

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年6月3日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第25-41381-0021号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
1. F1100の伸縮装置 鋼製 車道用 伸縮量 80mm用は、建設物価4月号P.344及び積算資料4月号P.411の「プロフジョイント CDx-80」を採用されていますか？	
2. F1000の差筋アンカーD13は、積算資料4月号P.71の「ホークドラゴンアンカー D13」を採用されていますか？	
以上	
回 答 事 項	
1. 貴社のご理解のとおりです。	
2. 貴社のご理解のとおりです。	

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年6月3日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第25-41381-0021号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（橋梁補修）
質 問 事 項	
<p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</p> <p>2. 全ての図面内の注釈に「詳細な寸法については現場形状を優先」と記載しています。現場形状を基にした協議資料の作成は発注者が行うという理解で良いですか？また、「詳細な形状調査を行う必要がある」と記載している詳細な形状調査とはどのような調査ですか？さらに、仮設計画図（案）（1）～（4）にも同様の注釈が記載されていますが、この注釈は該当しないという理解で良いですか？</p> <p>3. 特記仕様書第10章で指定仮設は「無」となっていることから、仮設計画図（案）には参考図の明記はありませんが任意仮設という理解で良いですか？その場合、図面で明示されている形状寸法等のとおり施工できない場合は、当初明示した条件の変更に対応した設計変更がなされるという理解で良いですか？</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 貴社のご理解のとおりです。</p> <p>2. 「共通仕様書土木工事編Ⅰ（土木工事共通仕様書）令和7年1月20日 福島県土木部」P. 10 1-1-5 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に記載のとおり、事実確認の資料については書面により、受注者が提出することとなっており、なお、土木工事請負契約における設計変更ガイドラインP. 18のとおりです。また、詳細な形状調査についても、設計図書の照査に該当します。さらに、仮設計画図（1）～（4）の注釈についても、設計図書の照査に該当します。</p> <p>3. 貴社のご理解のとおりです。</p>	